明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（国土交通六一）　一
〔告　示〕
○平成二十九年度中小企業支援計画（経済産業二三一）　二
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（国土交通九〇六）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　五〇
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録、地方競馬全国協会平成二十八事業年度決算等、企業年金基金変更関係　八三
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　八五
会社その他
会社決算公告　八九

省令

○国土交通省令第六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月十日

国土交通大臣　石井　啓一

装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令

（装置型式指定規則の一部改正）

第一条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定装置の種類）	（特定装置の種類）
第二条　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。	**第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。
一～四十の三　（略）	一～四十の三　（略）
四十の四　法第四十一条第十四号の警報装置のうち車両接近通報装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）	（新設）
四十一～四十六　（略）	四十一～四十六　（略）
（指定を受けたものとみなす特定装置）	（指定を受けたものとみなす特定装置）
第五条　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	**第五条**　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。